令和８年度主任介護支援専門員研修修了者の皆様

主任介護支援専門員資格に関するご案内

【重要なお知らせ】

令和 9 年 12 月に法改正により介護支援専門員の更新制は廃止予定ですが、法定研修の受講は引続き必要です。詳細が確定しましたら、福島県のホームページでお知らせします。

1 主任資格の有効期間

現在の制度では主任介護支援専門員資格の有効期間は研修修了日から５年間です。

有効期間は「主任介護支援専門員研修修了証明書」でご確認ください。

2 介護支援専門員証の有効期間の取扱い

主任介護支援専門員研修を修了しても介護支援専門員証の有効期間は更新できません。

介護支援専門員証の有効期間が令和９年度法改正施行日より前の方は専門研修Ⅱ受講後のご案内に従い、更新手続きを行ってください。（申請に必要な各種様式はホームページからダウンロードできます。）

3 登録事項に変更があった場合

住所や氏名などに変更が生じた場合は、速やかに届出を行ってください。

（申請に必要な各種様式はホームページからダウンロードできます。）

□ (第３号様式)介護支援専門員登録事項変更届出書

□（交付申請と同時に行う場合は不要）介護支援専門員証の写し

□（住所変更の場合）住民票（交付から６ヶ月以内）

□（氏名変更の場合）戸籍抄本（交付から６ヶ月以内）

□（氏名変更の場合）介護支援専門員証

□（氏名変更の場合）(第８号様式)介護支援専門員証書換え交付申請書およびその添付書類

４ 今後の研修情報について

法定研修の開催時期、受講要件および内容は必ず福島県ホームページおよび研修実施機関ホームページで最新情報をご確認ください。

お問い合わせ

福島県高齢福祉課　介護支援専門員担当

E-mail: kaigohoken2@pref.fukushima.lg.jp

https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/kaigosien-syuninkousin.html

（ 福島県　介護支援専門員関係 🔍検索）